

第8期保険料所得段階
基準額 月額7,200円（年額86,400円）

所得段階	改定前対象者要件		負担割合	改正前年額(円)
第1	世帯全員が住民税非課税で、	生活保護を受給している人 老齢福祉年金を受給している人 本人の前年課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.30 (0.50)	25,920 (43,200)
第2		本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.50 (0.75)	43,200 (64,800)
第3		本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.70 (0.75)	60,480 (64,800)
第4	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、	前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	77,760
第5		前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	基準額 86,400
第6	本人が住民税課税で、	前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	103,680
第7		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	112,320
第8		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	129,600
第9		前年の合計所得金額が320万円以上600万円未満の人	1.70	146,880
第10		前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.90	164,160

⇒

第9期保険料所得段階
基準額 月額7,000円（年額84,000円）

所得段階	改定後対象者要件		負担割合	改正後年額(円)
第1	同左		0.285 (0.455)	23,940 (38,220)
第2	同左		0.485 (0.685)	40,740 (57,540)
第3	同左		0.685 (0.69)	57,540 (57,960)
第4	同左		0.90	75,600
第5	同左		1.00	基準額 84,000
第6	同左		1.20	100,800
第7	同左		1.30	109,200
第8	同左		1.50	126,000
第9	前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人		1.70	142,800
第10	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人		1.90	159,600
第11	前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人		2.10	176,400
第12	前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人		2.30	193,200
第13	前年の合計所得金額が720万円以上の人		2.40	201,600

※ 第1・2・3段階の括弧書きは、公費による軽減実施前の負担割合及び年額